

明るい選挙啓発ポスター・ 標語作品を募集します



市選挙管理委員会と八千代市明るい選挙推 進協議会では、選挙啓発活動の一環として、 市教育委員会の後援により「明るい選挙啓発 ポスター・標語作品」を募集します。

選挙は、私たちの代表を決める大切なもの です。選挙についてご家族で話し合うきっか けとしていただき、有権者へ明るい選挙や棄 権の防止を呼び掛ける作品の応募をお願いし ます。

募集作品の規定

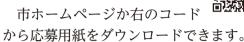
●ポスター作品

明るい選挙を呼びかける内容のもの。描画 材料は自由。サイズは、画用紙の四ツ切(54.2 cm×38.2cm)、八ツ切 (38.2cm×27.1cm) また はそれに準ずる大きさ。描画材料は自由(紙 や布など、絵の具材料だけに限りません)一 人1点、自作で他に応募していないもの。

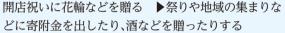
●標語作品

きれいな選挙の推進、棄権防止の呼びかけ をするもの。形式(俳句など)、標記(漢字、

ひらがな、カタカナなど)の制 限なし。20字以内。一人2点まで、 自作で他に応募していないもの。



- ■応募資格 市内在住・在学の小・中学生、 高校生。
- **■応募方法** ポスターは、作品裏の右下に市 町村名、学校名、学年、氏名(ふりがな)を、 標語は、作品表の左に学校名、学年、氏名(ふ りがな)を記入し、9月10日金までに〒276-8501市選挙管理委員会へ学校を通して応募す るか郵送してください。なお、特定の政党や 候補者を表現した内容は避けてください。
- **■応募作品について** 応募作品は、市や県に より審査を行います。版権は主催者に属し、 作品展や選挙啓発などに活用します。その際、 氏名、学校名、学年を公表します。応募作品 は原則返却しません。お問い合わせは、選挙



- ■政治家に対する寄附の勧誘や要求の禁止 有権者 が政治家に寄附の勧誘や要求をすることは禁止され ています。政治家を脅して、無理やり要求をすること、 当選や被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をする こと、政治家名義の寄附を求めることは、罰則の対 象になります。
- ■その他の禁止行為 選挙区内の人に対して、次の ような行為も禁止されています。 ▶政治家が役職 員、構成員である団体、会社が、政治家の氏名を表 示したり、氏名が類推されるような方法で寄附を行 う(政党に対するものを除く) ▶後援団体が寄附 を行う ▶時候のあいさつ状を出す(答礼のための 自筆によるものを除く) ▶あいさつを目的とする有 料広告を掲載する

その他具体例は、「選挙運動・政治 🔳 🖫 活動 Q&A」に掲載しています。市ホ ームページまたは右のコードから見ら れます。



夏休みを安全に過ごすために

長期休業中は、子どもたちが事件・事故に巻 き込まれやすい時期です。子どもたちが安全に 過ごせるように、地域の皆さんの温かい見守り をお願いします。また、家庭での約束事を確認 しておきましょう。

○不審者に出会ったときの対応は?

「いかのおすし」を合言葉に! 『いかない・の らない・おお声を出す・すぐに逃げる・しらせる。』 を合い言葉に、危険から身を回避させる力を育 てましょう。

○安全に安心してインターネットを利用するた めに インターネットの使い方が急激に変化し ています。コミュニケーションサイトの利用に よるトラブル、歩きスマホ・ながら操作による

事故などから子どもたちを守る ために、家庭でのルールの確認 やフィルタリングの設定をしま しょう。

保護者の理解と見守りが、子 どもたちを守ります!

○愛のひと声を!

子どもの小さな変化を見逃さず、気になった ときは「どうしたの?」と優しく声を掛けまし ょう。良い行いは、その場で褒めるのが一番です。

○ダメなものはダメ!

未成年の飲酒や喫煙は、非行の第一歩です。 「ダメなものはダメ!」の一言が、子どもを非行 から救います。酒やタバコの害について、子ど もたちは知識と判断力が不十分です。話し合う 機会を持ち、誘惑に負けない強い心を育てまし ょう。

○夜間の外出は控えましょう!

千葉県青少年健全育成条例により、保護者は 特別な事情がある場合を除き、青少年を午後11 時から午前4時までの間、外出させないように 努めなければなりません。保護者の同伴なしに 16歳未満の者が午後6時以降にゲームセンター

に立ち入ることは、風俗営業等の 規制及び業務の適正化等に関する 法律及び千葉県施行条例により禁 止されています。



■青少年相談をご利用ください

青少年の非行や生活の乱れなどの悩みについ て、相談に応じます。助言のほか、必要に応じ て関係機関との連携を図ります。

電話相談、来所相談(要電話予約)があり、 受付時間はいずれも祝日を除く月曜から金曜日 午前9時~午後4時。お問い合わせは、青少年 センター/八千代市大和田138-2教育委員会庁 舎内面483-2842へ

日時

政治家の寄附行為は禁止されています

政治家が寄附をすることや、政治家に寄附を求め ることは、法令により厳しく制限されています。

■政治家の寄附の禁止 政治家(公職の候補者、公 職の候補者になろうとする人、現在公職にある人) が選挙区内の人に対して寄附をすることは、次の① ~④を除き、その時期や名義に関わらず罰則を持っ て禁止されています。①政党や政治団体、またはそ の支部に対する寄附、②親族(配偶者、6親等内の 血族、3親等内の姻族)に対する寄附、③選挙区内 で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補 償、④本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、 葬式や通夜における香典 ③のうち、食事や食事料 を提供することは、罰則の対象となります。④に当 てはまる場合でも、選挙に関して行われた場合や、 一般的な社交の程度を超えている場合は罰則の対象 になります。また、政治家以外の人が、政治家名義 の寄附をすることも罰則の対象となります。

【禁止される寄附の例】 ▶お中元やお歳暮を贈る ▶

役所都市計画課へ持参、郵送または市ホーム と題した800字程度の作文を添えて、〒2 機を含めた「将来を見据えた八千代市のまち になったことがある人はその審議会の名称を 歴、他の審議会委員になっている人、または

の公募」から応募。応募書類は非公開で返却

都市計画課画(421)6697)

につい募

て 0)

市民

話番号 意の ない。会議 任期 去に審議会委

10

1

▼募集 月

人数 2人

▼報酬 1回につき7000円

Α

· 4 主 用

な紙

に住所・氏名(フリガナ)・性別・生年月日・

から2年間 ▼応募方法 8月13日 金必着で

部市計

職務上 資 に出席で 格 計 知り つい道 市 得た でき 内に て、 、本市の審議会などの委員を5つ以上兼ねて 在住している人で、年1~2回程度行う昼間 情報については、守秘義務が課されます。 市長の諮問に応じ審議などを行います。委員 公園など、都市計画に関する案件の決定や変

画審議会」の市民委員

都市計画課圖(421)6697)

公聴会 市計 場所 案の概 入の 日(火) 力 要の 祝日 ル 2会議 役 チ コを除く ▼時間 午前8時30分~午後5時15分|縦覧 ▼期間 7月21日() 出 は ヤ 時 市 有効)までに市役所都市計画課へ郵送または 覚の要旨を原稿用紙2枚にまとめて添付し、 - タウン地区(保品、米本及び神野の各一部) ない場合、公聴会は中止となります。 ホームページをご覧ください。 8月22日间午後2時から ▼場所 市役所 ▼申し出方法 公述申出書に住所,氏名

恢要の縦覧及び公聴会のお知らせ

心に係

る案の

が概要

を縦覧し、公聴会を開催します。対象地区は、 (定)、用途地域及び高度地区(市決定)の変

区域

区分

(県

/場所 (シティプロモーション課画(421)6703) 8月6日 金午前8時/市民会館大ホール

展示も行い 新たにするため 映や事前に募集 て黙とうと献 犠牲者 ます した千羽鶴、原爆などのパネ を行います。被爆体験講話の (福を祈り、恒久平和への誓い 広島の原爆投下時刻に合わ



3